

5.2 悪臭

5.2 悪臭

5.2.1 工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-1に示すとおりとする。

表 5.2-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気 排出強度	排出水の臭気指数
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の状況（風向、風速、気温、湿度） ・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ搬入量、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量等）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。 ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。 ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。 ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。 ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。 ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。 ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク室の気積に見合ったものとするにより、脱臭能力を確保する。 ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。 ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、公共下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。 		

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその敷地境界とする。

(3) 調査方法

調査方法は、表 5.2-2(1) 及び(2)に示すとおりとする。

表 5.2-2(1) 調査方法

調査事項	敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気排出強度	排水の臭気指数	
調査時点	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。			
調査期間	予測した事項	夏季の代表的な1日の1回の調査とする。	代表的な1日の1回の調査とする。	夏季の代表的な1日の1回の調査とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 夏季の代表的な1日の1回の調査とする。 【施設の稼働状況】 夏季の代表的な1日の1回の調査とする。	【施設の稼働状況】 焼却設備は代表的な1日の1回の調査とする。 脱臭装置は炉停止期間中の代表的な1日1回の調査とする。	【施設の稼働状況】 夏季の代表的な1日の1回の調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.2-1 に示す4地点とする。	煙突排出ガス測定口及び脱臭装置排出口とする。	放流槽とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 図 5.2-1 に示す4地点とする。 【施設の稼働状況】 計画地内とする。	—	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		

表 5.2-2(2) 調査方法

調査事項		敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口からの臭気排出強度	排出水の臭気指数
調査方法	予測した事項	『臭気指数及び臭気排出強度の算定方法』（平成7年環境庁告示第63号）に準じた方法とする。		
	予測条件の状況	【施設の稼働状況】 現地調査及び関連資料の整理による方法とする。		
		【気象の状況】 簡易風向風速計等により、風向、風速、気温、湿度を記録する。	—	
環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とする。			

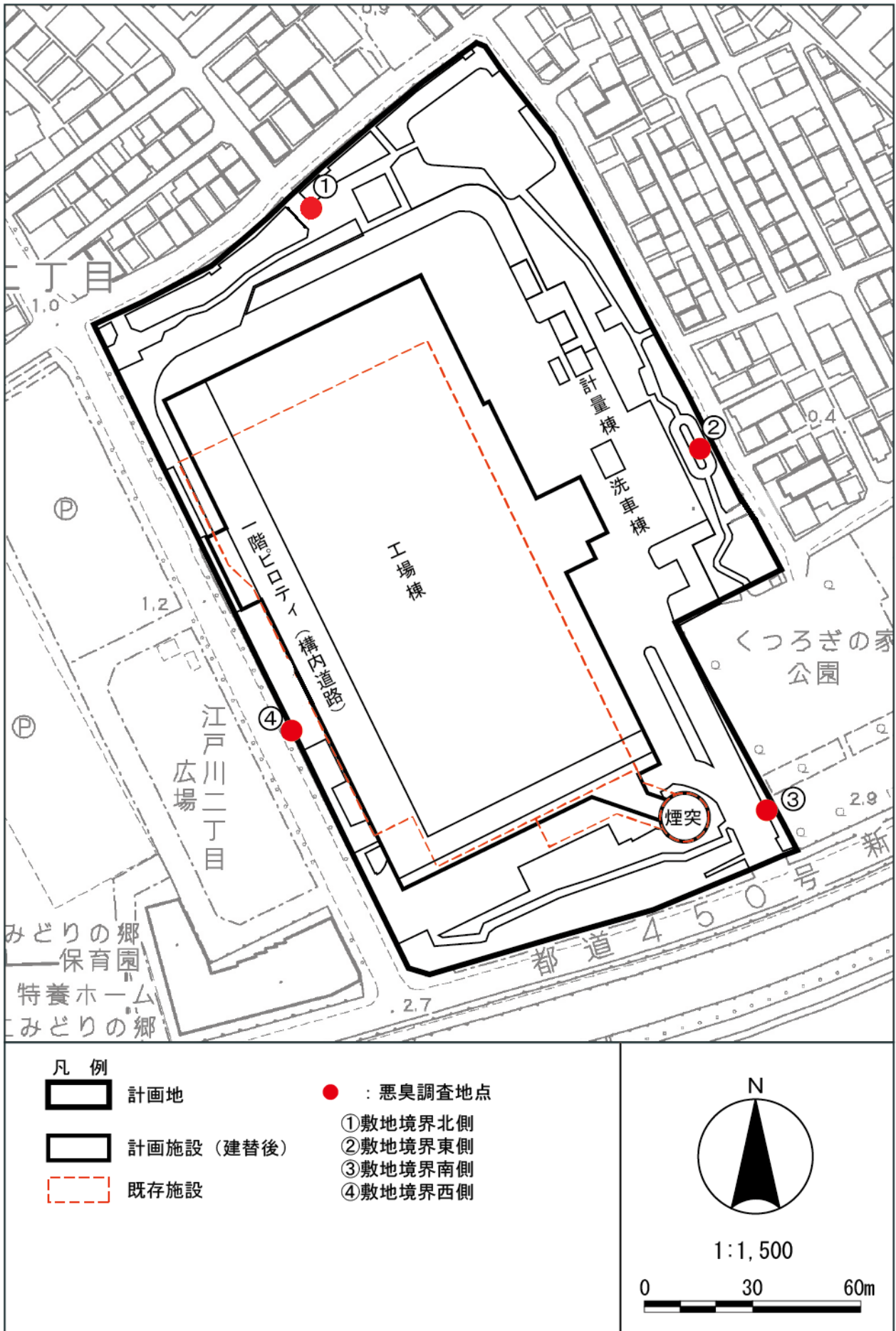


図 5.2-1 施設の稼働に伴う悪臭調査地点